

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和7年度 第5回

令和7年9月10日（水）開催

1 日 時 令和7年9月10日(水) 10時35分～11時48分

2 場 所 秋田県社会福祉会館 展示ホール(2階)

3 出 席 者

公益委員 5名中4名出席

伊藤慎一 臼木智昭 嵯峨 宏 堀井 潤

労働者委員 5名中4名出席

小玉恵子 後藤正文 佐貫さおり 曾我章生

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

佐藤賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて

(2) 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示(写)

資料番号2 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示に係る異議申出、要請書

(1) 異議申出

① 秋田県労働組合総連合からの異議申出(写)

② 秋田県春闘共闘懇談会からの異議申出(写)

③ 秋田県医療労働組合連合会からの異議申出(写)

④ 秋田県農業協同組合労働組合からの異議申出(写)

⑤ 中通病院労働組合からの異議申出(写)

⑥ 市立横手病院労働組合からの異議申出(写)

⑦ 秋田県国家公務関連労働組合共闘会議からの異議申出(写)

⑧ 全司法労働組合秋田支部からの異議申出(写)

⑨ 秋田県高等学校教職員組合からの異議申出(写)

⑩ 日本自治体労働組合連合秋田県本部からの異議申出(写)

- ⑪ 秋田県公務公共一般労働組合からの異議申出（写）
- ⑫ 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部からの異議申出（写）
- ⑬ 秋田県地域一般労働組合からの異議申出（写）
- ⑭ 全日本年金者組合秋田県本部からの異議申出（写）

（２）要請書

- ① 全国労働組合総連合ほか 705 団体からの特別要請書（写）
- ② 全国労働組合連絡協議会東北協議会ほか 27 団体からの要請書（写）

資料番号 3 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和 7 年度第 5 回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 5 名、合計 13 名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める「委員の 3 分の 2 以上又は各側代表委員の 3 分の 1 以上」の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席は、公益代表委員 松本委員、労働者代表委員 新関委員でございます。

それでは、これからの進行は、臼木会長にお願いいたします。

○臼木会長

皆様、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。長期間にわたって最低賃金のご審議を皆様に図ってまいりましたが、本日、再びお集まりいただきました。

本日審議する議題は、議題 1 「秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて」、議題 2 「秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について」、議題 3 「その他」となっております。

それでは、議題 1 の「秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて」審議を行います。

はじめに、事務局から公示の結果を報告して下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、異議申出の公示結果、「秋田県最低賃金の改正決定に係る秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示」の結果についてご報告いたします。机上配付資料 1 をご覧ください。

令和 7 年 8 月 25 日に開催されました第 4 回本審の終了後、本日の資料番号 1 にあります公示文の写のとおり、秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行いました。

この公示に対しまして、提出期限であります令和7年9月9日までに、机上配布資料1の「2異議の申出」のとおり14団体から異議申出が提出されたところです。

それぞれの異議申出書につきましては、その写を青冊子の資料番号2に添付しております。提出のあった団体名をご紹介します。①秋田県労働組合総連合、②秋田県春闘共闘懇談会、③秋田県医療労働組合連合会、④秋田県農業協同組合労働組合、⑤中通病院労働組合、⑥市立横手病院労働組合、⑦秋田県国家公務関連労働組合共闘会議、⑧全司法労働組合秋田支部、⑨秋田県高等学校教職員組合、⑩日本自治体労働組合連合秋田県本部、⑪秋田県公務公共一般労働組合、⑫全日本建設交運一般労働組合秋田県本部、⑬秋田県地域一般労働組合、⑭全日本年金者組合秋田県本部の以上の14団体で、すべて労働者側からの申出となっております。

異議申出については、医療の立場や学校教育の立場など多様な方面からのものではありませんが、その内容としましては何れもほぼ同様に、異議としては、2点になると思われます。

1点目です。「2026年3月31日」とした発効日について再考し、これまで同様「1日も早い発効」のために、地域別最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施してください。

理由といたしましては、発効日を2026年3月31日とすることは、およそ半年のあいだ全国最低の951円のままという事になり、実質一年間では40円の改定にとどまることになり、目安額64円を24円も下回ることになります。

最賃改定が半年先というのでは、最賃及び最賃近傍で働く方々の生活は大変な状況に追い込まれてしまい、物価高騰による生計費の上昇が最賃引き上げの理由となっているのに、大きな矛盾です。秋田県だけ半年後の発効ということは、秋田県の地域経済にとっても企業にとっても、消費を一段と冷え込ませ、期待を裏切り、働く意欲を奪い、行政への信頼失墜にもつながりかねず、人口流出を加速させかねません。

公益委員見解では「準備期間」が必要としていますが、半年先延ばしにする合理的な根拠は示されていません。また、政府や自治体の実施あるいは準備している経営支援を受けることも先延ばしになる心配を持たざるを得ません。事実、秋田県知事は9月議会に補正予算を計上する計画であったところ、発効が半年先になるという事で、その実施を来年度にするとの考えを表明しました。

発効日を2026年3月31日とすることについて再考していただきたいと考えます。としております。

2点目です。答申された時間額1,031円のままで、最低賃金を決定することについては不服であり、賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。

理由といたしましては、秋田県労連はじめ東北各県が実施した最低生計費試算調査では、

少なくとも時給1,500円以上が必要であることを審議会でも訴え、最賃の大幅引き上げを求めてきました。秋田県労連が行った街頭アンケートでは、半数が1,000円、半数が1,300円以上で、1,500円が3割という結果です。対話活動でも「卒業後は県外に出る。奨学金を返すには少しでも賃金の高いところで働く必要があり、現状では秋田に残る選択肢はない。」と地元大学生が語っています。賃金の低さ・格差の大きさから青年が県外に出てしまうことが問題となっており、最賃引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。

今回の改定がそのまま発効されれば、東京都1,226円との格差は時間額195円となり、現行格差212円から17円縮まりますが、依然大きな差と言わなくてはなりません。生計費に大きな格差がないにもかかわらず、年収で40万円以上の格差は到底容認できるものではありません。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な生活費は、時給1,500円以上との結果が出されています。

全国一律最低賃金制の実現、今すぐ1,500円、そして1,700円は生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。としています。

このほか、机上配付資料3ページの4に改正決定に係る審議会の意見に対する異議には該当しない事項が2点ございましたので、意見・要望事項として記載させていただきました。読み上げは省略いたします。

そのほか、4ページ机上配付資料2としまして、発効日の再考を求める要請書についてご報告いたします。青冊子の資料番号2の後ろの方に要請書の写しを添付させていただいております。提出された要請書は多数であったことから代表の要請書の写しを添付し、それ以外は団体名一覧をお付けしています。提出されたのは、全国労働組合総連合の全労連系の750を超す団体、他に全国労働組合連絡協議会東北協議会、全国一般労働組合全国協議会ほか全労協系28団体から提出がございました。

なお、全労連系の要請書については、20団体の追加提出が昨日の午後にございましたので、団体名一覧を机上に配布させていただいております。

要請内容は机上配布資料2の「2 要請の内容」とおりとなっておりますので、ご覧ください。読み上げは省略させていただきます。

異議申出等の概要につきましては、以上でございますので、ご審議をお願いいたします。

○臼木会長

ただ今、事務局から報告がありましてとおり、異議の申出が提出されておりますので、審議したいと思います。

ご説明にもありましてとおり、発効日に関して再考を求めるといった形で、全労連系の

750を超す団体。それから全労協系の28団体からの要請書が提出されているご報告について改めてご留意いただければと思います。

異議申出に該当する内容については、14件とも、発効日を地域別最低賃金決定後ただちに公示して、公示の日から起算して30日を経過した日にすることと、引上げ額が不十分であり、生計維持にふさわしい額に引き上げることを求める内容が共通した内容との報告がございました。青冊子の中にそれぞれの写しが添付されておりますので、改めてご確認をお願いいたします。記載されている異議の項目においては、私も拝見しましたが、概ね同じ趣旨・内容であるかと思われます。

審議にあたり、その審議の方法ですが、これら14件の異議申出に対して一括して審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、一括して審議することとします。

労使各側代表委員には、事前に異議申出書の写しを事務局を通じてお渡しし、内容について検討していただいていると思いますので、各側から異議申出に対するご意見を賜りたいと思います。

はじめに、使用者側代表委員からご意見をお願いします。

○小野委員

使用者側から意見を申し述べさせていただきます。最低賃金の審議に際して、使用者側は8月4日に中央最低賃金審議会の目安小委員会報告で示された目安を参考にしつつ最低賃金法第9条第2項に定める決定の三要素、いわゆる労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力に係る、賃金の実情に適合した納得感のある審議に努めることを基本的考えに据えました。4回に渡り、専門部会での審議では、労使合意が実現せず、最終的には公益委員見解に対する採決をもって答申案が決定したことはご承知のとおりです。

ここ数年来の大幅引き上げで影響率が急上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要な賃金原資が増大していることでの対応に苦慮する。あるいは人手不足でありながら求人できない中小・小規模事業者が増加している状況を考慮に入れ、最低賃金の引き上げ発効日を繰り下げることを盛り込んだ点は、特に評価するところではありますが、引き上げ額を80円とすることについては、生計費・賃金・通常の事業の賃金支払い能力のいずれをもってしても合理的かつ納得性のある根拠が示されておらないため、最終的に使用者側として公益委員見解に反対した経緯がございます。

しかしながら、今年度は昨年度以上に公労使の三者間で深みのある審議・協議ができたものと捉えております。使用者側に寄り添った結論とはならなかったものの、公労使の三者の真摯な審議・協議によって導かれた尊重されるべき結果であり変更の必要はないと考えております。以上です。

○臼木会長

ご意見ありがとうございます。続きまして、労働者側代表委員からご意見をお願いします。

○曾我委員

過去最高そして時間額引上げについては、おっしゃることは十分に理解して基本的な部分であるものと考えております。今年の審議会において、一番は全国最下位ということからの脱出ということが日増しに意見が強くなってきた経緯がございます。我々も審議に当たって全国最下位でも審議会で決めたことは遵守すべきものと当初思いました。しかし、時間が経つにつれて最下位はやめてくれという声が身内からも上がり、それも踏まえたうえで、Cランクの各県がなかなか結論が出されない中にあって、秋田が自主性をもって決める場面において80円という大きな引き上げは3月31日という期間をもって、準備期間としなければなかなか中小企業が立ち行かないと、もっといえば10月の下旬での発効日とした場合に、時間額の削減や雇止め、企業の倒産が十分に考えられます。今年度は十分な時間をいただいての決定に繋げることにしました。国の支援・県の補助金の支援が明確になっていない中で、拙速に基準内の前倒しした場合に県の影響力を考慮した場合、やはり公益委員見解のとおり一定の期間が必要という判断をしたものでございます。このことを踏まえても今回の異議申立ての意見はこれまで審議会で示した通りの結論で問題ないと考えております。

○臼木会長

ありがとうございました。繰り返しになりますが、異議申出書については、事前に各代表委員に写しをお届けして内容を十分検討していただいて意見を賜ったところです。内容を受け賜った限り、労使双方のご意見としては、労使ともに申出書の内容について一定程度の理解できるところはあるものの、8月25日に出した答申は十分に審議を尽くした結果であり、答申を尊重して答申どおり決定することが適当であると、話を理解させていただきました。

したがって、当審議会の結論としては、「異議申出の内容については、既に十分調査審議済みであり、8月25日付けの答申どおり決定することが適当である。」としたいと思います。

また、以前より、労使双方から中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援策

の一層の強化・充実に加えて、企業物価指数、消費者物価指数が高水準で推移する中、物価高騰分を価格に転嫁できない中小企業・小規模事業者のための適切な価格転嫁に向けた支援策が着実に実施されるよう、政府に対し強く要望してほしいとのご意見が労使双方から出されているところです。

公益委員見解でもお示したとおり、賃金の引上げには、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資を確保できるよう取組を継続的に実施することが重要であると考えますので、審議会の結論を局長あて報告する報告文の中に、公益委員見解に記載しました「政府等に対する要望」を付帯事項として盛り込みたいと思います。

それでは、事務局はこの内容で報告文案を作成してください。

準備ができるまで、休憩とします。

【 休 憩 】

○臼木会長

準備ができたようですので、事務局は、報告文案を配付し、読み上げてください。

○佐藤賃金室長

それでは報告文案を読み上げます。

(案)

令和7年9月10日

秋田労働局長

山 本 博 之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼 木 智 昭

秋田地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(報告)

令和7年8月25日付け秋田県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する秋田県労働組合総連合 議長 高野智子 ほか13団体からの異議申出に関し、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したことを報告する。

記

異議申出の内容については、既に十分調査審議済みであり原意見(8月25日付け「秋田県最低賃金の改正決定について(答申)」)どおり決定することが適当である。

なお、政府に対しては、以下のとおり要望するものである。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上支援については、可能な限り多くの企業が各種助成金等を

受給し、賃上げを実現できるように、業務改善助成金やキャリアアップ助成金等について、企業がしっかりと活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。

- 2 令和7年度の最低賃金の政府方針(「経済財政運営と改革の基本方針2025」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」令和7年6月13日閣議決定)に明記された「政府の補助金における重点的な支援を行うこと」の支援の具体的な内容、「交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすること」の都道府県の取組を後押しする内容について、できるだけ早期に明確化し、実効性ある賃上げ支援とすることを要望する。
 - 3 価格転嫁対策については、中小企業庁と業所管省庁との連携体制を早期に構築し、中小企業・小規模事業者や価格転嫁率が低い業種の事業者を中心に、価格転嫁状況の改善を図り、賃上げの原資を確保できるよう、適正な価格転嫁の取組の強化を要望する。
 - 4 最低賃金が引き上げられたことにより、いわゆる「年収の壁」のため、労働時間の調整等を行い、年収が伸びない、人手不足となるなどの弊害が発生しないよう、賃上げに取り組む事業者への「年収の壁・支援強化パッケージ」の積極的な活用促進を要望する。
-
- 以上でございます。

○臼木会長

この報告文案の内容を異議申出に対する当審議会としての結論としたいと思いますが、よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは労働局長へ報告いたします。

【 局長に報告文を手渡す 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

カメラ撮りは一旦ここまでいたします。ご協力をお願いいたします。

○臼木会長

それでは、ここで、秋田労働局長からご発言があるようですので、お願いします。

○山本労働局長

ただ今、14件の異議申出に対して「8月25日付けの答申どおり決定することが適当である。」との結論をいただきました。

この報告に基づきまして、今年度の秋田県最低賃金の改定の手続きを進めてまいりたいと思います。

ご意見がありました中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性につきましては、労働局としても、業務改善助成金をはじめとした賃金引き上げに向けた支援施策や働き方改革支援センターを通じた支援等について、引き続き周知広報の徹底を図ってまいります。また、企業物価指数や消費者物価指数が高水準で推移する中、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためには、適正な価格転嫁が不可欠であることから、取引適正化に向けた取り組みの継続・強化について厚生労働省本省へ上申するとともに、当局においても監督署の事業場臨検監督の際に、価格転嫁指針を交付するなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

今後は、改定後の最低賃金の履行確保に向け、広く県民に対する周知・広報に努めて参りますので、委員の皆様には、それぞれのお立場からご協力をお願い申し上げます。

○臼木会長

ありがとうございました。

それでは、今後の手続きについて事務局からご説明をお願いします。

○佐藤賃金室長

本日、審議会から「異議申出の内容については、既に十分調査審議済みであり、8月25日の答申どおり決定することが適当である」との報告を頂きましたので、このあと、官報公示の手続きに入り、順調にいきますと9月22日に、時間給1,031円、発効日を令和8年3月31日とする官報公示がされることになります。以上です。

○臼木会長

ただ今の事務局の発効までの流れの説明について、ご質問はございますか。

特にないようですので、次に、議題2の「秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について」審議を行います。

特別小委員会委員長である堀井委員から報告をお願いします。

○堀井委員長

委員長を指名されました堀井です。特別小委員会の審議結果について報告いたします。

8月19日に本審議会からの付託を受け、8月20日に第1回特別小委員会を、9月4日に第2回特別小委員会を開催し、申出のあった4件の特定最低賃金について、関係労使参考人意見と関係資料を基に、金額改正の必要性の有無を審議いたしました。

その結果、申出のあった「非鉄金属製錬・精製業」、「電子部品等製造業」、「自動車製造業」、「自動車等小売業」の4件の特定最低賃金とも、全会一致により、「改正の必要性がある」との結論に達しましたので、ご報告いたします。

本審議会に対する報告文は事務局からお願いします。私からの報告は、以上です。

○佐藤賃金室長

青冊子の資料番号3の報告文をご覧ください。

それでは、報告文を読み上げます。

令和7年9月4日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼木 智昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 堀井 潤

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和7年8月19日秋田地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係参考人意見及び関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記 以下は、読み上げは省略させていただきます。

また、残る3つの特定最低賃金につきましても、同じく改正決定の必要性を認めるとの報告でありますので、標題のみ読み上げさせていただきます。

2枚目が、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

3枚目が、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

4枚目が、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。以上でございます。

○臼木会長

ただ今の特別小委員会からの報告について何かご質問等ございますか。

特にないようですので、それでは諮問されていました4件の特定最低賃金については、「改正の必要性あり」とする特別小委員会の報告のとおり、労働局長に答申することとしたいと思います。よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、そのようにいたします。

事務局から答申文案を配付し、読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、答申文案を読み上げます。

(案)

令和7年9月10日

秋田労働局長

山 本 博 之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼 木 智 昭

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和7年8月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県非鉄金属製錬・精製業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

なお、残る3つの特定最低賃金につきましても、同じく改正決定の必要性を認めるとの答申でありますので、標題のみ読み上げさせていただきます。

2枚目が、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

3枚目が、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

4枚目が、最後でございますが、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最

低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。以上でございます。

○臼木会長

ただ今の、答申文案でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、労働局長に答申いたします。

【 局長に答申文を手渡す 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

カメラ撮りは一旦ここまでといたします。それでは会長、引き続きよろしくお願いいたします。

○臼木会長

ただ今、労働局長に答申いたしました既設4件の特定最低賃金の改正決定について、諮問があるようですので、労働局長から発言をお願いします。

○山本労働局長

ただ今特定最低賃金について、改正の必要性ありとの答申をいただきました。

この答申に基づきまして、改めて4件の特定最低賃金改正に係る金額審議をお願いしたく諮問させていただきます。

委員の皆様には、ご多忙のこととは存じますが、調査審議の上、できる限り速やかにご答申いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

カメラ取りはここまでといたします。ご協力をお願いいたします。

それでは会長、引き続きよろしくお願いいたします。

○臼木会長

それでは、事務局から各委員に諮問文の写を配付し、読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

秋労発基0910第1号

令和7年9月10日

秋田地方最低賃金審議会

会長 臼木 智昭 殿

秋田労働局長

山本 博之

特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第4号)

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第3号)

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第5号)

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第2号)

以上でございます。

○臼木会長

ただ今、労働局長から既設4件の特定最低賃金の改正決定について、調査審議を求められました。

今後、それぞれ専門部会を設置して審議をお願いすることになりますが、事務局から各専門部会委員の推薦公示等、今後の予定について説明して下さい。

○佐藤賃金室長

ただ今、労働局長から審議会に対しまして、令和7年度秋田県特定最低賃金の改正決定について諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から意見を聴くこととなります。このための公示を、本日行います。併せて、各専門部会の委員を選任するための推薦公示も本日行います。公示の期間

は、いずれも9月24日までといたします。

なお、第1回の特定最低賃金専門部会は、例年どおり、合同で開催したいと考えております。開催日時については、10月初旬を目途に開催したいと考えておりますが、今後選任されます各委員と日程調整させていただいた上で、決定したいと思います。ご協力方よろしくをお願いいたします。

○臼木会長

ただ今の推薦公示等の説明について、委員の皆さんから何かございませんか。

特にないようですので、最後の議題3「その他」ですが、委員の皆さんから何かありますか。

○若泉委員

特定最低賃金の審議を今年も継続させていただくことで、全員の意見で進めさせていただきますが、過去の背景がわからないので、ご存じの方がいらっしゃったら教えてください。

4つの特定最低賃金の部会がありますが、平成20年秋田労働局最低賃金公示5号までありますが1号がない。想定するに、平成20年に5つ特定最低賃金があった。このほかに1号があった場合、1号はどこに行ってしまったのかご存じであれば教えてください。

○臼木会長

事務局で把握していますか。

○佐藤賃金室長

おそらくですが、公示は年毎に通し番号で行います。順番で行きますと、県最賃の公示が一番先にきます。この後に特定最低賃金を公示していく順番になりますので、1号というのはおそらく県最賃が1号になっていることだと思われます。

○臼木会長

よろしいでしょうか。

○若泉委員

はい。

○臼木会長

ほかにごございますか。

それでは、事務局からその他の部分について何かございますか。

○我妻賃金指導官

事務局からお手元に配付させていただきました、「9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します」こちらのリーフレットについて説明させていただきます。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金「事業場内最低賃金」を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成する制度ですが、今般、中小企業・小規模事業者等、多くの皆様に活用していただけるよう、対象事業所の範囲が拡充されました。

従来は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象でしたが、9月5日からは、事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所が助成を受けることができるようになりました。

秋田県の場合は、従来、事業場内最低賃金が951円以上1,001円以下の事業所が対象でしたが、9月5日からは、事業場内最低賃金が1,031円未満の事業所まで対象となります。

次に、裏面をご覧くださいと思います。従来は、申請前に賃金引き上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要がありましたが、9月5日からは、令和7年度の地域別最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました。

ただ、もう1枚お配りしている令和7年度4月時点の「業務改善助成金」のリーフレットをご覧くださいのですが、事業完了期限は、令和8年1月31日で変更ございませんので、助成金を受けるためには、令和8年1月末までに賃金を引き上げて、設備投資を完了していただく必要がございます。

秋田労働局としては、今後も積極的な周知・広報を行っていく予定としておりますので、委員の皆様におかれましても、機会をとらえて利用勧奨・広報等にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

○臼木会長

この業務改善助成金に関しては、ホームページ等でもご案内していますので、皆様方でも関係の方面でご関心・ご興味のある企業の方がいらっしゃるようでしたらホームページ等を含めてご案内・周知していただければと思います。

議題の審議は以上となりますが、最後に私から、今の業務改善助成金の拡充の説明に加えて、最後に一言、今回の異議申出も踏まえてお話をさせていただきたいと思います。

この助成金は従前からありますが、今回拡充措置ということで賃上げの1,000円以下という部分を改定後の1,031円未満の次の新しい最低賃金に満たない事業所の方たちが申請

できるという、要件が緩和・拡充されているところが一つ特徴だと思います。

もう一点は、事業完了期限が令和8年1月31日と従前通りです。これまでですと、発効日が公示からほぼ1か月程度の間でやり遂げた上で、助成金を申請するとなるとかなり慌ただしく、かつ、申請書類を書き慣れていない小規模事業者においてもなかなか使いづらい、あるいは時間がないという話を受け賜わっていましたが、今回は仮に1月31日までの事業完了期限を考慮しても数か月間の時間を取れるので、労働局では、こういったお困りの企業に対して支援センター・相談窓口などを設けておりますので、ぜひご活用いただければと思います。特に使用者側委員の皆様、所属の団体等を通じてご利用を勧めていただければと思います。

残念ながら、過去秋田県はこの助成金の利用が芳しくないと承っております。それは発効日までの期間が短かったり、手続きが難しいというのがあったかと思いますので、要件も緩和したし、時間も十分とれるかと思っておりますので、ご検討いただけるとありがたいと思っております。

さらに申し添えたいと思っておりますのが会議によりますが、発効日が今回ご審議いただいた通り、最終的に令和8年3月31日が発効日となりますが、全ての事業所・企業がそこまで何もしてはいけないとか、する必要がないとかといった意味合いで発効日が指定されているわけではありません。企業の事情に応じて適宜、早期の賃上げ、最低賃金に見合う事業所内の賃金の改定・改善に取り組んでいただければと思います。特にこの助成金を利用しようと考えている企業におかれましては、1月末までの事業完了と考えますと、3月31日ではこの助成金の利用はできませんので、期間はある程度ありますが、3月31日まで何もしなくてよいわけではないことを誤解のないように、事務局も含めて企業の皆様にはご周知していただければと思っております。また、国・秋田県におかれても、補正予算等の何らかの支援措置が用意されているようです。今もって具体的な対応は見えておりませんが、おそらくこの業務改善助成金に加えて、県の支援措置を利用することになっても十分時間が確保できると思っておりますので、事務局だけでなく、ご関係の皆様、特にここにご参加している皆様におかれましては、各種支援措置を十分にご活用いただいて、新しい賃金の体系に見合う取り組みをお願いいたします。

長期間にわたり、最低賃金のご審議にご参加いただき、委員の皆様、厚くお礼申し上げます。さらに、特定最低賃金の審議も始まろうとしています。皆様におかれましては、ご協力をお願いします。

他に特になければ、これをもちまして本審議会を終了いたします。ありがとうございました。